

資料－1

泊発電所3号炉 プラント側審査
耐震設計方針及び耐津波設計方針を除く※主要な説明項目及び論点

No.	項目	条文/審査項目	主な説明内容	現状のステータスと説明方針	方針説明 可能時期	結果説明 可能時期
1	可搬型 重大事故等 対処設備 保管場所 及び アクセス ルート	第43条 技術的 能力1.0	<p>防潮堤の再構築に伴うアクセスルート見直し及び他社審査知見の反映を行う。</p> <p>主な説明内容は以下の通りである。</p> <p>[保管場所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないよう複数の場所に分散配置する。 保管場所に対する地震による影響評価を実施する。 <p>[屋外アクセスルート]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時に周辺構造物の損壊によりルートの通行不能が生じると想定される場所については、重機により復旧する。 地震時に周辺タンク等の損壊によるルートへの影響評価を行う。 地震時における周辺斜面の崩壊/敷地下斜面のすべりに対する影響評価を実施する。 地震時に液状化及び揺すり込みによる不等沈下や液状化による地下構造物の浮き上がり等によりルートの通行不能が生じると想定される場所については、段差緩和対策を実施する。 <p>[屋内アクセスルート]</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内アクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。 	<p>【現状ステータス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他社の審査知見を踏まえ資料作成中。 <p>【説明方針】</p> <p>説明単位は2パッケージを想定。</p> <p>① 全体方針説明</p> <p>地下水位の設定の考え方を踏まえたアクセスルートの評価が大きく影響することから、耐震設計方針(4条)の地下水位の設定及び地盤の液状化影響評価の審査後に説明することが合理的であり、先行して保管場所及びアクセスルートの設定の考え方、保管場所及びアクセスルートに対する地震による影響評価の考え方、設定条件は説明可能。</p> <p>②地盤・斜面の安定性評価</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価であり、地震津波側審査の地盤・斜面の安定性評価後に説明する。</p>	<p>①2022年 11月</p> <p>②—</p>	<p>①2023年 3月</p> <p>②2023年 6月</p>

※ 耐震設計方針および耐津波設計方針については、資料2_審査資料の作成状況に統合した

(続き)

No.	項目	条文/審査項目	主な説明内容	現状のステータスと説明方針	方針説明可能時期	結果説明可能時期
2	内部溢水	第9条	基準地震動，基準津波の変更に伴い，SFP スロッシングや循環水系統の破損に伴う溢水量が増加する見通しであるため，各々の溢水量が増加した場合でも，溢水防護対象設備の安全機能が維持されることを確認した内部溢水影響評価結果について説明する。	内部溢水影響評価は，以下の3項目に大きく分類される。各項目の評価方針および評価結果の説明可能時期は以下の通り。 ① 基準地震動によるもの（SFP スロッシング，地震時没水評価） ⇒基準地震動確定後に再評価が必要であるが，評価方針（溢水量算出の考え方，評価の前提条件及び評価手法等）は説明可能。 ② 基準津波によるもの（循環水系統の破損に伴う溢水評価） ⇒基準津波確定後に再評価が必要であり，入力津波高さによって対応方針が変更となる可能性があることから，評価結果が出たのちに説明予定。 ③ その他（消火水放水，想定破損による没水評価など） ⇒欠損面積等の評価条件を最新化した再評価が必要であるが，評価方針（溢水量算出の考え方，評価の前提条件及び評価手法等）は説明可能。	①③DB・SA 関連説明期間の中で説明 ② —	①2023年1月 ②2023年8月 ③2022年8月

(続き)

No.	項目	条文/審査項目	主な説明内容	現状のステータスと説明方針	方針説明可能時期	結果説明可能時期
3	屋外溢水	第9条	これまでに、屋外溢水対策として大型屋外タンクを耐震化(交換)しており、今後、防潮堤下の耐震排水設備の排水能力を増強する計画であるため、これらの対策も踏まえた屋外溢水影響評価結果について、津波対策等の評価条件が明らかになった以降に説明する。	再構築する岩着防潮堤をモデル化した試験解析は実施済みであり、評価方針(評価の前提条件及び評価手法等)は説明可能。最終的な評価結果は、防潮堤線形や敷地形形状等の評価条件が確定後に説明する。	DB・SA 関連説明期間の中で説明	2023年3月
4	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス選定	第37条(有効性評価)	確率論的地震・津波ハザード等の変更に伴う地震・津波PRAの再評価結果を受けた事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス選定の結果について説明する。	地震・津波PRAに関しては、地震ハザードや津波ハザード確定後、速やかに次工程へ進めるように事前の準備を進めている。 津波PRAでは防潮堤を考慮する等、地震・津波PRAは先行他社と同様の評価を行う予定であり、評価結果をシーケンス選定のまとめ資料に反映し、説明予定。	—	2023年6月

以上